

河川法

1. 案内情報

- 手続名 : 土石等の採取の許可
- 手続根拠 : ・河川法第25条(砂利採取を国有地から採取する場合のみ砂利採取法第16条の認可申請とともに河川法第25条の許可申請を行う。ただし、民有地から採取する場合は砂利採取法第16条の認可申請のみ行う。)
・河川法施行規則第13条
- 手続対象者 : 河川区域内の土地において土石(砂を含む。)を採取しようとする者
- 提出時期 : 土石を採取しようとする時
- 提出方法 : 河川法施行規則第13条に定める申請書及び添付図書を作成し、河川管理者である各都道府県知事又は各地方整備局等の事務所等に提出してください。
- 手数料 : なし
- 添付書類・部数 : 河川法施行規則第13条第2項に規定する図書を添付。
河川法施行規則別表第二に掲げる部数の写し
- 申請書様式 : 河川法施行規則別記様式第八の(甲)及び(乙の3)の様式
- 記載要領・記載例 : 申請書類の記載要領等については、提出先となる都道府県の担当部局及び各地方整備局等の事務所等にそれぞれお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

問合せ先・相談窓口 :

(河川管理者が国土交通大臣の場合)

北海道開発局建設部建設行政課	011-709-2311(内線5349)
東北地方整備局河川部水政課	022-225-2171(内線3561)
関東地方整備局河川部水政課	048-601-3151(内線3566)
北陸地方整備局河川部水政課	025-266-1171(内線3566)
中部地方整備局河川部水政課	052-953-8119(内線3581)
近畿地方整備局河川部水政課	06-6942-1141(内線3566)
中国地方整備局河川部水政課	082-221-9231(内線3566)
四国地方整備局河川部水政課	087-851-8061(内線3576)
九州地方整備局河川部水政課	092-471-6331(内線3566)

(河川管理者が都道府県知事の場合)

各都道府県の場合は土木部河川課等

受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口 : 上記問い合わせ先

3. 手続情報

審査基準 : 「砂利等採取許可準則」(昭和41.6.1建設事務次官通達)

標準処理基準 : 90日間を超えない期間

不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による。